

## **〔事案 25-1〕 契約無効請求**

・平成 25 年 4 月 24 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

①契約時に、募集人から虚偽の説明を受けたとして、契約の取消し、②その後、覚えのない転換がなされていることを理由に、転換後契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 52 年 1 月に「ガン保険」に契約する際、募集人から、「解約返戻金として払込保険料の 100%の金額が戻ってくる」と説明を受けたが、実際には違っていた。また、その後、昭和 55 年 2 月に、「新ガン保険」に転換したことになっているが、転換申込書を提出した覚えはない。よって、転換前契約の取り消し、および転換後契約の無効を求める。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「転換のしおり・約款」等にも払込保険料全額に相当する解約返戻金の支払いに関する記載はなく、募集人はそのような虚偽の説明をしていない。
- (2) 申立人作成による転換申込書等が存在し、保全手続についても申立人自身により行われている上、転換後契約の解約が申立人によってなされるまで、申立人からは転換の成否について異議等が一切出されていなかった。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申込書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、申立人の主張が真実かどうかを検討するためには、転換申込書に記載されている署名等の筆跡鑑定や、申立人のみならず、募集人に対する尋問を行ったうえで、慎重な審理、判断をすることが必要であるが、転換前契約の申込みから既に 36 年以上が、転換後契約の申込みから既に 33 年以上が経過している上、裁定審査会には、裁判所におけるような、厳格な手続（宣誓の上、虚偽の供述に対しては、本人には過料の制裁が、証人には偽証罪の適用があり、相手方当事者の反対尋問権が保障されている手続）をふまえた本人・証人尋問の制度もなく、専門家に鑑定を嘱託する手続きも存在せず、事実関係を明らかにすることは著しく困難もしくは不可能というほかない。よって、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に達し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 4 号にもとづき、その理由を明らかにして裁定手続を打切ることとした。